

議案第14号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

セカンドオピニオンの料金設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例（平成17年西脇市条例第 117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第4条関係） その他の使用料				別表第2（第4条関係） その他の使用料			
種別		料金	摘要	種別		料金	摘要
(略)				(略)			
再診 時選 定療 養費	(略)		他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行った場合に受けた再診に係る料金の加算。ただし、緊急その他やむを得ない場合を除く。	再診 時選 定療 養費	(略)		他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行った場合に受けた再診に係る料金の加算。ただし、緊急その他やむを得ない場合を除く。
	歯科医師である保険医による再診の場合	1,900円			歯科医師である保険医による再診の場合	1,900円	
セカンドオピニオン料		11,000円	<u>30分以内とし、30分を超える場合は超える30分までごとに5,500円を加算する。</u>	(新設)			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。